

高萩・北茨城広域事務組合就業規則

令和元年10月1日

規則第8号

(適用範囲)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単
純な労務に雇用される職員に適用する。

(サービスの基本基準等)

第2条 単純な労務に雇用される職員については、北茨城市就業規則（昭和32年北茨城
市規則第9号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。